

【第1章 総則】

【名称】

第1条 本会は、御影山手まちづくり協定委員会と称する。

【目的】

第2条 本会は、御影山手の良好な住環境の保全と安心して住み続けられるまちづくりの推進を目的とする。なお、その一つである「御影山手まちづくり協定」の運営に関する事項の処理は、本会の特に重要な目的である。

【区域】

第3条 本会の対象は、協定区域に一致する、御影山手2-6丁目の範囲とする。

【事務所】

第4条 本会の事務所は会長宅におく。

【第2章 組織】

【会員の構成】

第5条 次の各号に掲げるものを会員とする。

- ① 区域内の居住者
- ② 区域内において事業を行う者
- ③ 区域内の土地及び建築物の所有者

【役員・監査】

第6条 本会に次の役員及び監査をおく。

会 長	1名	副会長	2名	会 計	1名
書 記	1名	幹 事	若干名	監 査	1名

【役員・監査の任期】

第7条 役員及び監査の任期は、2ヶ年とする。

- ① 役員及び監査は再任することができる。
- ② 補充による役員及び監査の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員・監査の選任】

第8条 役員及び監査の選任は、次の各号に掲げる方法で行う。

- ① 役員及び監査は、総会において選出する。
- ② 会長、副会長、会計は、役員との互選により選出する。但し、副会長1名は自治会長が就任する。

【役員・監査の職務】

第9条 役員及び監査は、次の各号に掲げる職務を行う。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時はその職務を代行する。
- ③ 会計は、本会の会計事務を行う。
- ④ 書記は、本会の議事の記録等、書記事務を行う。
- ⑤ 幹事は、会務を分担し、本会の運営を図る。
- ⑥ 監査は、会計を監査し、総会において会員に報告する。

【第3章 会議】

【会議】

第10条 本会は、次の会議により運営する。

- ①総会
- ②役員会
- ③専門部会

【総会】

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- ① 定期総会は、毎事業年度（4月1日から翌年3月31日）終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて役員会の議決を経て会長が召集する。
- ② 総会は、役員総数の倍を超える会員の出席（委任状含む）で成立し、議長は会長又は副会長がこれにあたる。

- ③ 総会は次に掲げる事項を審議する。
 - ア) 役員の選出
 - イ) 年度事案計画および事業報告
 - ウ) 年度収支予算および決算報告
 - 工) 会計監査報告
 - オ) 規約の制定又は改正
 - カ) その他の重要事項
- ④ 総会の議事は出席者（委任状含む）の過半数の賛成で決定する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

【役員会】

第12条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

- ① 役員会は、役員の過半数の出席で成立し、議長は会長又は副会長がこれにあたる。
- ② 役員会は、本会の運営について必要な事項を決定する。
- ③ 役員会は、御影山手の良好な住環境の保全と安心して住み続けられるまちづくりを推進するための活動を担う。
- ④ 役員会は、協定に係る案件を審議し、建築行為等の計画内容が協定に適合することを確認する。
- ⑤ 役員会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。なお、可否同数の時は議長の裁決で決定する。
- ⑥ 役員会は、特定の重要案件を推進するため、専門部会を設置することができる。
- ⑦ 役員以外の会員は、役員会に自由に参加し、意見を述べることができる。ただし議決権は持たない。
- ⑧ 協定に係る案件の審議に関して、利害関係にある役員及び監査は裁決できない。

【専門部会】

第13条 専門部会は、必要に応じて互選により選ばれた部会長が召集する。

- ① 専門部会は、役員会から委託を受けた特定重要案件の推進のために実行計画を立案し、役員会の承認を得てそれを実行する。
- ② 専門部会は、その事項の推進のために役員会の承諾を得て役員以外の部員を若干名加えることができる。

【第4章 会計】

【会計】

第14条 本会の経費は、御影山手自治会からの助成金、その他の収入をもって充てる。

【会計年度】

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【第5章 補則】

【補則】

第16条 以下のことを定める。

- ① 役員会において、この規約を実施するための運営内規を定めることができる。
但し、総会で運営内規の変更等の経過を報告しなければならない。
- ② 役員会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為を行わない。
- ③ 協定に係る案件の当事者から、案件に係る資料等以外の一切の金品・その他の供与を、役員及び委員会の関係者は受領してはならない。

【付則】

- 1、本規約は、平成24年12月9日から実施する。
- 2、この改定は、令和2年6月7日から実施する。